※色字の箇所（印紙、履行期間及び第16条以降（単価契約・長期継続契約）は削除修正し使用してください。

記載金額（消費税額等を区分している場合は、消費税額等を含めない。）に応じた印紙　↓

　　　　　　委 託 契 約 書

１　委託業務の名称

２　履行場所

３　履行期間　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日から

　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日まで

　　　　　　　　　　　　　　　　　（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

４　契約金額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

うち取引に係る消費税及び地方消費税額　　　　　　　　　　　円

５　契約保証金　　免除

上記委託業務について、発注者と受注者とは、別紙の条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成して発注者と受注者が記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者　　茨城県小美玉市堅倉835番地

小美玉市長　　島　田　幸　三　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 受注者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

（総則）

第１条　受注者は、別冊「仕様書」に基づき、頭書の委託料をもって、頭書の履行期間内に頭書の委託業務を履行しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第２条　受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

（再委託等の禁止）

第３条　受注者は、委託業務を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

（業務の中止）

第４条 受注者は、天災、その他不可抗力により、この契約の履行が困難となったときは、ただちにその事由及び経過を記載した文書を発注者に提出し、発注者の指示を受けなければならない。

２ 発注者は、前項の文書が提出されたときは、受注者と協議のうえ、この契約を解除又は一部の変更を行うものとする。

（損害のために必要を生じた経費の負担）

第５条 この契約の履行に際して発生した損害は、受注者の負担とする。ただし、天災、その他やむを得ない事由による場合、及び発注者の責に帰する事由による場合は、この限りでない。

（報告及び調査）

第６条 発注者は、必要があると認めるときは、委託業務の遂行状況、その他必要事項について報告を求め、又は調査できるものとする。

（委託業務の完了）

第７条 受注者は、委託業務が終了したときは、業務完了報告書を遅滞なく発注者に提出しなければならない。

（検査）

第８条　発注者は、前条の完了届の提出を受けた日から１０日以内に業務内容を検査し、適当と認めたときは、受注者に対しその旨を通知するものとする。

（委託料の支払）

第９条　受注者は、前条の通知を受けたときは、発注者に対して委託料の支払を請求する。

２　発注者は、前項の請求を受けた日から３０日以内に委託料を支払うものとする。

（発注者の解除権）

第１０条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１)　受注者の責めに帰すべき理由により、契約の履行期限内に契約を履行しないとき又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

（２）　法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき。

（３）　受注者又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。

（４）　受注者又はその代理人が、この契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができないとき。

（５）　受注者（共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

　ア　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

　イ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

　ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

　エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

　オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

　カ　再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

　キ　受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

２　前項の規定により契約を解除したときは、発注者は、受注者から契約金額又は未履行部分に相当する金額の100分の10に相当する金額の違約金を徴収することができる。

３　発注者は、第１項に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者は、これを賠償するものとする。

４　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、受注者の請求により既納部分の代金を支払って当該部分の所有権を取得するものとする。

５　発注者は、第１項又は第３項の規定により契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、受注者に通知するものとする。

（履行遅滞の場合における損害金）

第１１条　発注者は、受注者の責に帰する事由により、頭書に定める履行期限内に業務完了報告書の提出ができないときは、この契約の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率（以下「財務大臣が定める率」という。）を乗じて計算した額の損害金を徴収して、履行期限を延長することができる。

（談合その他不正行為による解除）

第１２条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）　本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第 1項第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第５１条第２項の規定により取り消された場合を含む。)。

（２）　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第 1項第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

（３）　納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第 1項第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

（４）　本契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40年法律第 45号）第９６条の３又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　第１０条第２項の規定は、前項の規定による契約の解除の場合に準用する。

（損害賠償の予定）

第１３条　受注者は、受注者がこの契約に関して第１２条第１項各号のいずれかに該当したときは、発注者の請求に基づき、契約金額の100分の15に相当する額を違約金（損害賠償の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

２　受注者は、第１項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払いをした日までの日数に応じ、財務大臣が定める率を乗じて計算した額を遅延賠償として発注者に納めなければならない。この場合において、遅延賠償額が100円未満であるときはその全額を切り捨てるものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

（暴力団による不当介入があった場合の報告義務）

第１４条　受注者は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者（暴力団等）から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、発注者に対する報告を行わなければならない。

(疑義の決定）

第15条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

※単価契約の場合は以下の条項に差し替える

（事情変更）

第15条　発注者は必要があるときは、内容の変更又は中止をさせることができるものとする。

２　この契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、発注者と受注者が協議のうえ、単価契約の変更を行うものとする。

（疑義の決定）

第１6条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

※長期継続契約の場合は以下の条項に差し替える

（事情変更）

第１5条　発注者は必要があるときは、内容の変更又は中止をさせることができるものとする。

２　この契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、発注者と受注者が協議のうえ、契約の変更を行うものとする。

（特約事項）

　第１6条　この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の３の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算において減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

（疑義の決定）

第１7条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。